

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		屋外広告物許可の取消し
根拠条例・規則名		さいたま市屋外広告物条例
条 項		第 2 0 条
所 管 部 課		都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課(電話 048-646-3178) 都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課(電話 048-840-6178)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	次のいずれかに該当するとき (1) 許可の条件に違反したとき (2) 許可を受けないで変更、改造したとき (3) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けた とき
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		